

働く介護家族向け介護職員初任者研修開催支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）を遵守し、同規則第4条の規定に基づき、働く介護家族向け介護職員初任者研修開催支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、家族等を介護しながら働く者や地域で介護支援ボランティアを行う者など幅広い世代が介護職員初任者研修（以下、「初任者研修」という。）を受講しやすい環境をつくり、もって本県の介護人材のすそ野拡大、介護を理由とした離職の防止及び住民が主体となって高齢者を支える地域づくりの促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「初任者研修」とは、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号ロに掲げる、都道府県知事が指定する介護員養成研修事業者（以下「指定事業者」という。）が実施する研修で、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程に係るものをいう。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、鳥取県知事が指定した指定事業者のうち、次の各号に掲げる要件をすべて満たす初任者研修を実施する者とする。

- (1) 鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課長が別に定める期間内に開始及び修了する初任者研修であること。
- (2) 受講者定員を10名以上で設定していること。
- (3) 授業形態は通学・通信を問わないが、面接授業のうち7割以上を午後6時以降、土曜日、日曜日などに開催し、働く会社員等の受講に配慮がなされていること。
- (4) 介護職員以外にも介護をしている家族（働く会社員等）や地域の介護ボランティアが受講でき、働く会社員等に配慮した研修日程であることを自社ホームページ及び各種広告媒体等により広く住民に周知・広報すること。
- (5) 受講料を税込で6万円以下に設定すること。ただし、教材費は受講料に含まない。
- (6) 所定のカリキュラムに加え、下記の例を参考とした介護と仕事の両立に役立つ講座を1時間以上開催すること。
 - ア 高齢者の総合窓口である地域包括支援センターの紹介
 - イ 家族会、認知症カフェ等の紹介、家族を介護している方の体験談
 - ウ 消費生活センター等による悪質商法の被害防止の話

(補助金の交付)

第5条 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、第2条の目的を達成するため、第4条に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、初任者研修1課程につき、事業実施に係る経費（ただし、教材費を除く。以下「補助対象経費」という。）と20万円のいずれか低い額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）以下とする。
- 3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第6条 規則第5条の申請書は様式第1号によるものとし、申請書に添付すべき同条第1号に掲げる書類は、様式第2号とし、同条第2号に掲げる書類は様式第6号とする。

2 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 県社協会長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第5条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

（1）本補助金の増額を伴う変更

（2）事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

2 第7条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第9条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、対象事業の完了又は中止もしくは廃止の日から30日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあつては、対象事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書は様式第4号とし、報告書に添付すべき同条第2項第1号に掲げる書類は、様式第5号とし、同条同項第2号に掲げる書類は、様式第6号とする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第7号により速やかに県社協会長に報告し、県社協会長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県社協に返還しなければならない。

（雑則）

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月28日から施行し、平成31年度事業から適用する。